

議第87号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年 4 月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定により、次のように専決処分したから、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年 3 月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第37条第 1 項中「によつて」を「により」に改め、同項第 2 号中「ガス供給業」の右に「（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第 2 条第 5 項に規定する一般ガス導管事業および同条第 7 項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者および電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第 1 項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第38条から第38条の 3 までにおいて同じ。）」を加える。

第39条の 2 第 1 項中「1 戸につき 1, 200 万円」を「1 戸」に改め、「以下」の右に「不動産取得税において」を加え、「につき 1, 200 万円）」を「）について 1, 200 万円」に改め、同条第 2 項中「にあつては」を「には」に、「前項」を「、前項」に改め、同条第 3 項中「。第39条の15の 2 第 1 項」を「。第39条の12第 3 項」に、「同項」を「第39条の15の 2 第 1 項」に、「同条第 3 項」を「施行令第37条の18第 3 項」に、「および第39条の15の 2 第 1 項」を「および第 3 項」

に、「につき」を「について」に改め、同条第4項中「場合または」を「とき、または」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同条第6項中「施行令第37条の18第1項」を「第3項」に改め、同条第8項中「第1項」を「、第1項」に改め、同条第9項中「においては」を「には」に、「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第12項第1号中「によつて」を「により」に、「の固定資産評価基準」を「に規定する固定資産評価基準」に改める。

第39条の12第1項中「においては」を「には」に、「この項および次項」を「この条」に、「1戸について」を「1戸」に、「について」を「」について」に改め、同項第3号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第9項中「第3項および第4項」を「第4項および第5項」に、「ほか、第1項の」を「ほか、」に、「場合の」を「場合における」に、「その他同項および第2項」を「その他の同項から第3項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「(第6項)」を「(第7項第1号)」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第3項の減額の申請をする者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書に第3項各号の規定に該当することを証明するに足る書類（第7項第2号または第39条の15の2第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 住宅に係る耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却および敷地の整備を除く。第39条の15の2において同じ。）の完了年月日

(2) 住宅を自己の居住の用に供した年月日

第39条の12第7項中「または第2項」を「、第2項または第3項」に、「第5項各号」を「第6項各号」に、「第4項および第5項」を「第5項および第6項」に改め、「、第2項」の右に「または第3項」を加え、「当該申告書に前項の書類（第39条の2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を当該申告書に」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第6項の書類（同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）

(2) 第3項の規定の適用を受けようとする者 第39条の15の2第2項の書類（同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）

第39条の12第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第2項」の右に「または第3項」を加え、「当該土地の上にある住宅が施行令第37条の18第1項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類（第39条の2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第6項の書類（同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）

(2) 第3項の規定の適用を受けようとする者 第39条の15の2第2項の書類（同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）

第39条の12中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「および第2項」を「から第3項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「においては」を「には」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条、次条および第39条の15の2において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

第39条の13第1項中「または第2項第1号」を「、第2項第1号または第3項」に改め、「1年以内」の右に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」を加え、同条第2項中「あわせて」を「併せて」に、「または第2項第1号」を「、第2項第1号または第3項」に改め、同項第3号中「または住宅の取得予定年月日」を「、住宅の取得予定年月日または住宅の取得年月日」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 住宅に係る耐震改修の完了予定年月日（前条第3項各号に掲げる場合に係る徴収猶予を受けようとする場合に限る。）

(6) 住宅を自己の居住の用に供する予定年月日（前条第3項各号に掲げる場合に係る徴収猶予を受けようとする場合に限る。）

第39条の14中「によつて」を「により」に、「もしくは第2項第1号」を「、第2項第1号もしくは第3項」に改める。

第39条の15第1項中「または第2項第1号」を「、第2項第1号または第3項」に改め、同条第3項に次の2号を加える。

(6) 住宅に係る耐震改修の完了年月日（第39条の12第3項各号に掲げる場合に係る還付を受けようとする場合に限る。）

(7) 住宅を自己の居住の用に供した年月日（第39条の12第3項各号に掲げる場合に係る還付を受けようとする場合に限る。）

第39条の15の2第1項中「（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）」および「（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却および敷地の整備を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第41条の2中「公益社団法人日本体育協会」を「公益社団法人日本スポーツ協会」に改める。

付則第7条の4第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第2項中「同項第1号」を「同項」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「同号」を「第39条の12第1項第1号」に改め、「土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」および「当該取得の日から3年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を削る。

付則第8条第8項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第11項中「につき1,200万円」を削り、「以下」の右に「不動産取得税において」を加え、同条第13項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条に次の2項を加える。

14 都市再生特別措置法第109条の6第2項第1号に規定する者が同法第109条の8の規定による公告があつた同法第109条の6第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第10項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第17項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

15 租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第13条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

付則第8条の2第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「もしくは第2項」を「から第3項まで」に、「もしくは第5項」を「、第5項もしくは第8項」

に改める。

付則第9条第3項中「第39条の15に」を「第39条の15第1項に」に、「または第2項第1号」を「、第2項第1号または第3項」に、「同項」と、「同条第1項第1号」を「付則第9条第1項」と、「同条第1項第1号」に改め、「1年以内」の右に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」を加え、「もしくは第2項第1号」を「、第2項第1号もしくは第3項」に改め、同条第4項中「この項および次項」を「この条」に、「1戸について」を「1戸」に、「ものについて」を「もの」に改め、同条第5項中「改修工事で政令で定めるもの」の右に「（以下この項および第8項において「住宅性能向上改修工事」という。）」を加え、「改修工事を」を「住宅性能向上改修工事を」に、「および次項」を「、次項および第8項」に改め、同条第7項中「第39条の15に」を「第39条の15第1項に」に、「または第2項第1号」を「、第2項第1号または第3項」に、「同項」と、「同条第1項第1号」を「付則第9条第5項」と、「同条第1項第1号」に改め、「1年以内」の右に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」を加え、「もしくは第2項第1号」を「、第2項第1号もしくは第3項」に改め、同条に次の3項を加える。

8 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で政令で定めるもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

9 前項の減額の申請をする者は、第6項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書に前項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければな

らない。

- (1) 当該改修工事対象住宅用地を取得した者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号
- (2) 当該改修工事対象住宅用地の地番、地目および地積
- (3) 当該改修工事対象住宅用地の取得年月日

10 第39条の13から第39条の15までの規定は、第8項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取引業者による同条第8項に規定する改修工事対象住宅用地（以下この条および第39条の15第1項において「改修工事対象住宅用地」という。）の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「前条」とあるのは「付則第9条第8項」と、「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「同条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「同項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

付則第9条の2第1項中「によつて」を「により」に改め、「」をいう」の右に「。第3項において同じ」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「または第2項」を「から第3項までおよび前条第8項」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第3項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改め、「法第388条第1項の」を削り、「中に第1項に規定する」を「中に」に、「第11項もしくは」を「第11項および」に、「または付則第8条第1項の」を「ならびに付則第8条第1項の規定の」に、「これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格2分の1に相当する額を加算して得た

額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

第39条の2第9項	登録された価格	登録された価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地（以下「宅地評価土地」という。）の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
第39条の2第11項および第12項第1号、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項	登録された価格	登録された価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額

付則第10条の2第2項から第8項までの規定中「第12項まで」を「第13項まで」に改める。

付則第10条の2の2中「平成30年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

付則第10条の2の3第9項中「以下第11項まで」を「以下この項から第12項まで」に、「ならびに衝突」を「、衝突」に、「同項まで」を「この項から第12項まで」に改め、「衝突被害軽減制動制御装置」という。）の右に「または車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上」を加え、「第3号」を「第4号」に改め、同項第3号中「および同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第11項」を「第13項」に、「および同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「乗用車（施行規則附則第4条の6の2第8項に規定するものに限る。）またはバス（施行規則附則第4条の6の2第9項に規定するものに限る。）（第11項および第12項において「バス等」という。）」を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上または」を「車両安定性制御装置に係る保安上もしくは」に、「第11項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」を「第12項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「および同条」を「、同条」に、「保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項に規定す

るもの（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「保安基準または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（総務省令で定めるものに限る。）またはバス（総務省令で定めるものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）および同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

付則第10条の2の3第10項を次のように改める。

- 10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

付則第10条の2の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「車両総重量が12トンを超えるバス等」を「バス等および車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第15項に規定するもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に改め、「平成31年3月31日」の右に「（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）」を加え、同項を同条第13項とし、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

- 11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められ

た衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

付則第10条の2の6第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同項の表中

電気供給業を営む者	1 汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナーおよび重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途 2 ガスタービン発電装置の動力源の用途	を
地熱資源開発事業を営む者	地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途	

「

電気供給業を営む者	汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナーおよび重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途	に
-----------	--	---

」

改め、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第4項および第5項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第8条に2項を加える改正規定（同条第14項に係る部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）の施行の日

(2) 付則第8条に2項を加える改正規定（同条第15項に係る部分に限る。） 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）の施行の日

（事業税に関する経過措置）

2 改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 4 新条例付則第10条の2の3第9項から第11項までおよび第13項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。